

平成26年2月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成26年2月27日（木） 午後1時30分～午後2時55分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市内保町2490-1 長浜市役所浅井支所2階）

3. 出席委員

委員長	松嶋孝雄
委員（委員長職務代理者）	前田敏一
委員	桐山恵行
委員	北川貢造（教育長）

4. 欠席委員

委員	井関真弓
----	------

5. 出席事務局職員

部長	中井正彦
理事	勝木俊次
理事兼教育総務課長	福井清和
教育指導課長	杉本義明
すこやか教育推進課長	平尾真弓
幼児課長	小川尚久
生涯学習・文化スポーツ課長	岩坪健一
教育センター所長	勝城弘志
長浜城歴史博物館長	片山勝
文化財保護センター所長	森口訓男
長浜図書館長	山内博司
長浜学校給食センター所長	山田隆司
教育総務課副参事	伊吹定浩
教育総務課主査	隼瀬愛
教育指導課主幹	四方康博

6. 傍聴者
1名

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会
2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
1月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 長浜市就学援助費給付要綱の一部改正について

議案第2号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

議案第3号 長浜市指定文化財の指定の諮問について

議案第4号 議会の議決を経るべき教育関係議案について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市通学用ヘルメット助成事業補助金交付要綱の一部改正について

(2) 長浜市英語教育推進事業の成果について

(3) 菅浦文化的景観保存活用事業概要について

(4) 史跡小谷城跡保存管理計画策定事業概要について

日程第6 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

委員長からあいさつの後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

前田敏一委員、北川貢造委員

3. 会議録の承認

1月定例会

特に指摘事項はなく、1月定例会会議録は承認された。

4. 教育長の報告

教育長：3点について報告いたします。1点目は、教育研究発表会を2月13日に浅井文化ホールで開催し、400名近い職員が参加しました。2年間かけて研究してきた2つの研究テーマに基づく発表、また各小中、園から応募があった研究論文

のいずれも、講師より高い評価をいただきました。本市の研究、研修の柱の一つでありますので、来年も新たなテーマで、かつまた学校で実践していただいたことを論文としてまとめていただけるよう提起していきたいと考えています。

2点目に、特別支援学級の合同学習発表会が、北部は木之本のスティックホール、南部は浅井文化ホールの2カ所を会場として行われました。今年は北部の発表を見させていただきました。大規模な学校は単独で、小規模な学校は小中合同で発表されましたが、それぞれの学校では1ヵ月余りこの発表会のために子どもたちを指導し、子どもたち自身はそれぞれの学級での1年間の学びの成果、来年に向けての学習のテーマを明確にしながら、大変いい発表をされていました。南部は旧長浜市で従前から発表会を行っておりましたが、北部は合併以後から取り組んでいるということで経年の差はあるものの、大変質の高い発表が多かったと感じました。今後のために私が感じた北部での独自の感想を述べますと、中学校の2つの発表に物足りなさを感じました。この日のためにテーマを設け、1ヵ月なり2ヵ月なり子どもたちを伸ばす具体的な取組みが弱かったのではと感じました。いずれにしましてもこの発表会は長浜市の小中学校の特別支援教育にとってはかけがえのない、大きな役割を果たしていると思います。

3点目に、現在学校訪問を順次行っており、残り10校を残すのみで30校が終了しています。それぞれの学校が1年間経営計画を立て経営してきた集大成が見られるこの時期に、子どもたちが着実に1年間の教育活動の中で伸びてきていることを実感をしています。知徳体の基本的なところに、しつけという子どもたちに基本的な生活習慣をつけさせることが人間的な成長にとっては基盤になると、ほとんどの学校がしっかりと認識していると感じました。それぞれの学校で、小学1年生といえども学ぶ姿勢、態度、発言、立つ時には椅子を机に入れるといった基礎的なところ、しつけといったことが学校教育にとって欠かすことのできない重要なことだという認識が広がってきていて、そのような面での指導がかなり徹底されてきていると感じております。もう1つ、学校教育と言うのは授業を中心とする学習活動を充実させ、子どもたちに知の分野での力をつけるというのが大きな使命であります。このような面についてどの学校も、文科省の指定を受けたり自校でテーマを掲げるような形で、授業力向上のための研究研修を校長を中心に取組みを進めてきていますが、学校間で少し差があるように感じます。管理職の現状認識と方針の提示、具体的にどのようにするのかということがポイントになっており、このような点で、来年に向けて管理職の力量をアップさせることの必要性を学校訪問に行き感じています。以上です。

5. 議案審議

委員長より、本日の会議に諮る予定の議案第4号については、市議会の議決を経るべき議案審議となり、これについては市議会で審議される前の情報であり、公にすることにより、市民等の間に混乱を生じさせる恐れがあることから、当議案

については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき、非公開としたい旨の発議があり、出席委員全員一致で議決された。

議案第1号 長浜市就学援助費給付要綱の一部改正について

委員長は事務局へ説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第2号 長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

委員長は事務局へ説明を求め、すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員：拡大教材費について、3%でなく5%であるのはなぜか。

すこやか教育推進課長：国の提示した基準に合わせて改正しておりますので、全部が3%ということではありません。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第3号 長浜市指定文化財の指定の諮問について

委員長は事務局へ説明を求め、文化財保護センター所長から資料に基づき説明があった。

各委員とも異議なしということで、原案どおり可決された。

議案第4号 議会の議決を経るべき教育関係議案について（非公開）

(1) 長浜市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案について

委員長は事務局へ説明を求め、教育指導課長から資料に基づき説明があった。

(2) 長浜市社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例案

委員長は事務局へ説明を求め、生涯学習・文化スポーツ課長から資料に基づき説明があった。

(3) 長浜市公民館条例の一部を改正する条例案

委員長は事務局へ説明を求め、生涯学習・文化スポーツ課長から資料に基づき説明があった。

(4) 指定管理者の指定案

委員長は事務局へ説明を求め、生涯学習・文化スポーツ課長から資料に基づき説明があった。

(5) 平成25年度教育委員会所管分一般会計補正予算（第8号）案

委員長は事務局へ説明を求め、それぞれ所属長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員：社会教育施設整備事業費の補正予算はサンパレスと木之本運動広場、西

浅井公民館の修繕料で、西浅井公民館の修繕料は52,000千円と聞いていたので、残りの施設の修繕料は24,000千円くらいになると思うが、このあいだの説明では西浅井公民館以外の分で31,000千円程と説明されていたので、7,000千円くらい補正予算要求額から削られたということか。

生涯学習・文化スポーツ課長：2月委員協議会時には文芸会館の改修工事費を計上しておりましたが、それを今般補正予算ではなく別のところで要求することとなったためその分に差が生じたためです。

桐山委員：文芸会館の8,640千円のを、今回の補正予算要求から外したということか。

生涯学習・文化スポーツ課長：はい、そうです。

(6) 平成25年度教育委員会所管分一般会計補正予算(第9号)案

委員長は事務局へ説明を求め、それぞれ所属長から資料に基づき説明があった。主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員：七郷小学校と古保利小学校プール整備事業については、2月協議会時に補正予算要求額が190,000千円程だったが、24,000千円増額した理由は何か。

教育総務課長：古保利小学校の基盤が軟弱であるため基礎工事に費用がかかるということで、補正予算額が増えたものです。

(7) 平成26年度教育委員会所管分一般会計当初予算案

委員長は事務局へ説明を求め、それぞれ所属長から資料に基づき説明があった。各委員とも異議なしということで、議案第4号については全て原案どおり同意された。

6. 協議・報告事項

(1) 「長浜市通学用ヘルメット助成事業補助金交付要綱の一部改正について」すこやか教育推進課長から資料に基づき説明があった。

(2) 「長浜市英語教育推進事業の成果について」教育指導課長から資料に基づき説明があった。

松嶋委員長：イングリッシュデイというのは、全小学校で実施しているのか。

教育指導課長：小学校6年生全員を対象としています。A L Tに各学校を回ってもらっています。

桐山委員：年に何回あるのか。

教育指導課主幹：小学校6年生全員が年1回体験できます。

桐山委員：1日か、それとも1時間程度か。

教育指導課主幹：5、6校時の2時間を使って行っています。

桐山委員：週に1回授業をするよりも、このように集中的に、強制的に英語しか使えない状況をつくる方が、効果が上がるのではないかという気がする。同じ時間を使うのなら、やり方をもう少し考えた方がいいのではないかと個人的には思う。

松嶋委員長：週に1日行われている英語の通常授業についても考え直した方がいいということか。

桐山委員：週に1日だと間隔が空いてしまい、1週間経ってまた忘れてしまうの繰り返しで、あまり効果が上がらないのではないかと思う。せっかくたくさんALTがいらっしゃるのだから、そのような授業のやり方をされた方がいいような気がする。

松嶋委員長：35時間分はまとめて行い、後の35時間分は週1回行うといった方法も考えられる。より効果が出るような形で検証、研究をしてほしい。

教育指導課長：児童英検については次回報告できると考えています。

松嶋委員長：英検3級相当の英語力を持つと見られる中学3年生とは、どのように判断するのか。

教育指導課主幹：各学校に調査を行い、各学校の英語科の先生に判断をしていただいています。受け持つ生徒をテスト等の成績順に並べ、英検3級の合格者をボーダーラインとして、その上位にいる生徒は受験していないが受かる可能性があったとし拾い上げる形で出しています。

松嶋委員長：客観性はあるのかもしれないが、確実に英語力があるのかという説得性には欠ける部分がある。それでも、妥当な線がでていたのであろう。

桐山委員：この検証は毎年されていて、同じような傾向なのか。

教育指導課主幹：はい。毎年行っており、だいたい同じような結果になっています。

松嶋委員長：次年度からの取組の中に、言語の習得はその言葉を使わなくてはならない、その言葉を使いたいという場面設定すると大きな成果が上げられるとあるが、これはどういうことか。

教育指導課主幹：児童生徒を英語を使わなくてはならないという状況に置くことが一番身につつきやすいのではないかと考えており、そのために言語活動をどのように設定していくのかということが重要だと考えています。資料に書かれているプロジェクト型外国語活動というのは東京外国語大学の高島教授が考案されているもので、教室の中で子どもたちが英語を使わなければならない場面設定だとか、思わず英語を使いたくなるというようないわゆるタスク、課題解決に向かって知らず知らずに英語を使わせるというような活動を取り入れるという意味で、これから推進していきたいと考えている事業です。

松嶋委員長：思わず使いたいという方が、子どもたちにとって学習意欲を掻き立てるのではないかと思う。

桐山委員：イングリッシュキャンプは希望者だけか。

教育指導課主幹：小学校中学校の合同で希望者だけです。

桐山委員：泊まりで行っているのか。

教育指導課主幹：日帰りです。

桐山委員：参加率はどのくらいか。

教育指導課主幹：夏休みに開催され、20～30人くらいの参加があったと記憶して

います。

桐山委員：全市対象の事業か。

教育指導課主幹：今年度小中一貫カリキュラムという事業の指定を湖北中学校区が受けていましたので、湖北中学校区で行っていただいたものです。

(3)「菅浦文化的景観保存活用事業概要について」文化財保護センター所長から資料に基づき説明があった。

北川委員：文化的景観の地区指定を受けることにより、文化財的な観点や開発の観点等から何がどのようになるのか、またいつ指定が行われるのか説明してください。

文化財保護センター所長：広範囲にわたり選定させていただいており、特に集落周りでの重要な構成要素ということで建物等を上げていますので、そこに関しては文化財保護法の規制がかかります。それ以外の土地に関しましては、文化財保護法として全体のエリアを設けますが現行の法律等での規制ということになります。構成要素ということで、四足門等は特別に所有者の同意をいただきますので修繕等については今後は国の補助金が対象となってきます。それ以外に関しては現状の法律の範囲ですので、規制の中で縛られる区域ということになります。1月に選定の申し出を行いましたので、予定では7月若しくは8月には国の答申が出るのではないかと考えております。

北川委員：8月に指定の答申が出て確定した時に、文化財として市民の皆さんに知っていただくための事業等を行うことを考えているのか。

文化財保護センター所長：3カ年かけ国の補助金をいただいて整備してきましたが、今後は普及事業として国の補助金を使い継続させていただきますので、その中で選定の答申がでた後にシンポジウム等を開催したいと考えています。

桐山委員：建物の修理等の規制とは、伝統的建造物群のように自由に建て替え等ができなくなるということか。

文化財保護センター所長：伝統的建造物群に比べれば規模は小さく、そのままの景観をずばり残すというわけではありませんが、修繕等を行う前に手続きが必要になってきます。

桐山委員：では、集落のこのような改修の場合は色や部材をこのようにするといった規範みたいなものをつくるのか。

文化財保護センター所長：色に関しましては景観条例等においても規制がありますのでその色指定も関わってくると思いますが、建物が重要構成物件となりますと基本的な形を活かしたまま修理をしていくということになりますので、部材はまた別ということになります。伝統的建造物群ですと中身もということになります。がそこまで強い規制はありません。

(4)「史跡小谷城跡保存管理計画策定事業概要について」文化財保護センター所

長から資料に基づき説明があった。

7. その他

なし

8. 閉会

委員長から、本日の委員会会議が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。